平成30年度以降のワーキンググループについて

	財政運営	事務処理標準化	保健事業
構成団体	16市町村(原則として東西南北で3市1町村ずつ)、さいたま市 埼玉県国民健康保険団体連合会、埼玉県	8市町村(原則として東西南北で2市町村ずつ)さいたま市 埼玉県国民健康保険団体連合会、埼玉県 なまりまする理由> 被保険者数が県全体の約15	8市町村(原則として東西南北で2市町村ずつ)さいたま市 埼玉県国民健康保険団体連合会、埼玉県
	くさいたまけをかれ	*と9 る理由ン 被保険有数が原主体の約16 <u><市町村数を減とする理由></u> ・ 平成29年度はマニュアル作成のため 8団体を増員しているが、平成30年度 以降は見直し作業となるため。	570を日は7る/こは7。
職位	課長相当職(代理出席可)	事務担当者(代理出席可)	
任期	平成33年3月31日まで (県国保運営方針の対象期間に合わせる。)		
協議事項	1 県国保運営方針 2 国保事業費納付金の算定ルール 3 標準保険税率の算定ルール 4 赤字 <u>削減・</u> 解消対策(収納対策含む) 5 県運営協議会の構成 6 保険税水準の統一について 7 その他財政運営に関すること	1 資格事務の標準化 2 給付事務の適正化、標準化 ・レセプト点検充実強化 ・第三者求償等の取組強化 ・県による給付点検 3 その他事務処理標準化に関すること	1 医療費適正化策 2 その他保健事業に関すること
選出方法	① アンケートでワーキングメンバー参加についての意向を照会する。(平成30年3月末~4月上旬) ② 地域、被保険者数の多寡、前期高齢者の多寡、所得水準、賦課方式、財政状況のバランスを考慮して、県が構成メンバー案を作成する。 ③ 埼玉県国民健康保険運営推進会議(仮称)において決定する。		